契　約　書　(案)

令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県実行委員会（以下「甲」という。）と□□□□株式会社（以下「乙」という。）とは、令和６年度全国高等学校総合体育大会にかかるOA機器借用について、別に定める仕様書（別紙１「OA機器借用仕様書」、別紙２「OA機器借用計画表」)のほか、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　甲が大会運営を担う競技種目別大会４種目(フェンシング競技、少林寺拳法競技、バドミントン競技、ボクシング競技)において、大会受付等業務を行う上で事務処理用としてパソコン、デジタルカラー複合機及びカラーレーザープリンター（以下「機器」という。）を借用し、使用することを目的とする。

（契約期間）

第２条　契約期間は、この契約の締結日から令和６年（2024年）９月20日までとする。

（契約対象物および設置場所）

第３条　乙が、甲の仕様に供する複合機の機種及び台数並びにその設置場所は、別紙２「OA機器借用計画表」（以下「借用計画表」という。）のとおりとする。

　２　乙は、設置した機械の配線およびネットワーク設定を行うものとする。

（借損料）

第４条　本契約における借料及び損料費（以下「借損料」という。）は、機器借用代金□，□□□，□□□円とカウンター保守料金□，□□□，□□□円を合算した金□，□□□，□□□（うち消費税額及び地方消費税額□□，□□□円）とする。

２　前項の金額のうちカウンター保守料は、契約期間終了後、乙は本契約書の第８条に基づき積算した枚数を甲に請求できるものとし、その際には甲乙協議のうえ、カウンター保守料に関してのみ契約金額を変更することができる。

（カウンター保守料）

第５条　カウンター保守料は、モノクロ１枚当たり□.□円、カラーコピー１枚当たり□□.□円、カラープリント１枚当たり□□.□円とする。

ただし、この単価に消費税額及び地方消費税額は含まない。

２　カウンター保守料には、複合機およびプリンター（以下「複合機等」という。）の使用の対価、消耗品代、複合機等の保守その他一切のサービス対価を含み、用紙代は除くものとする。

（契約保証金）

第６条　乙は、この契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を甲に納付しなければならない。（又は「契約保証金は佐賀県財務規則第１１５条第３項第□号の規定により免除する。」とする。）

（業務の処理方法）

第７条　乙は、借用業務を甲が別に定める仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（料金等の請求）

第８条　乙は、借用計画表に記載の設置場所において各競技担当者の立会いのもと、プログラム編成会議、組み合わせ抽選会議及び各競技種目別大会終了後に積算枚数を記録し、競技ごとのカウンター保守料を算出する。

２　乙は、機器借用代に、前項で定めた方法で算出したカウンター保守料を加算した金額を甲に請求するものとする。

（代金支払い）

第９条　甲は、適法な請求書を受理後、その日から起算して３０日以内に乙に借損料を支払うものとし、自己の責めに帰すべき理由により代金の支払いを遅延した場合には、遅延日数に応じ、当該未払い金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づく遅延利息の率を乗じた金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

（操作の指導）

第10条　乙は、甲がこの契約締結後、機器を適切に操作できるよう指導するとともに、契約期間中は必要に応じ、操作の指導助言を行うものとする。

（保守）

第11条　乙は、甲が常時正常な状態で機器を使用することができるように定期的に技術員を派遣して、所要の点検及び調整を行うものとする。

　２　乙は、機器が故障した場合は、甲の通知に基づき、直ちに技術員を派遣してこれを修理し、速やかに正常な状態に回復するものとする。

（消耗品の供給）

第12条　乙は、甲の複合機等の使用に支障が生じないように、消耗品類を常時供給するものとする。

（設置場所の変更）

第13条　甲は、借用計画表に記した設置場所を変更する場合は、乙の承認を受けなければならない。この場合の機械の移動は、乙が実施するものとする。

（契約の解除）

第14条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

（２）甲において解約の必要が生じたとき。

（３）乙が正当な理由なく、この契約の条項に違反したとき。

（４）自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

２　甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（違約金）

第15条　前条第１項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

２　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

３　第１項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は遅延日数に応じ、当該未払い金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づく遅延利息の率を乗じた金額を遅延利息として甲に支払うものとする。

（損害賠償）

第16条　乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第17条　乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならず、別記１「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡の禁止）

第18条　乙は、この契約から生じる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、または引き受けさせてはならない。

（個人情報の保護）

第19条　この契約による事務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、別記２「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（協議）

第20条　この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（契約期間中における契約の変更）

第21条　契約期間内に、社会情勢の変化により本契約に定める事項において変更する必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ、契約内容を変更することができる。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　（甲）　佐賀市城内一丁目１番５９号

　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年度全国高等学校総合体育大会

佐賀県実行委員会　会長　甲斐　直美

　　　　　　　　　　　　（乙）　□□□県□□□市□□□番地

　　　　　　　　　　　　　　　　□□□□□□□□株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　□□　□□